

質問7 (接近禁止命令のあり方について)

接近禁止命令の主体は、現在都道府県知事とされていることについて

1. 命令主体は、都道府県知事のままで支障ない(14名/30.4%)

・同意を得れた時と得れない時の面会・通信制限になったケースが一昨年から今年にかけて2例あり、親子再統合プログラムに沿って児童相談所と対応にあたるなど、改善がみられてきていることから、現状では特に問題はない。

・現状では支障がない(実績がない)が、できれば接近禁止命令の使いやすさ(弾力的な運用)が求められる。

・体験していないこともあるが、罰則規定もあるので良い

・現行の通りでよいのでないか。(虐待防止法第17条)

・現状、裁判所とする必要は感じない。

・体験したことがなく、今のままで良いのではないかと考えている。

2. 命令主体は、都道府県知事では支障があるため、裁判所が望ましい(12名/26.1%)

・裁判所の方が力強さを感じるから。

・接近禁止命令に関しては司法的な関与を強化し、違反した場合の罰則を設けることも考慮した方が良いと思われ、施設職員の安全を守るという観点からも必要と思われる。

・手続きの煩雑さが課題であるが

・法的背景をもってすべきである。

・DV防止方でも接近命令は裁判所である。

・親権者の異議・不服申立などを考えると、司法の決定が良い。

3. 命令の主体にこだわらない(どちらでもよい)(16名/34.8%)

・命令が有効であれば良い

・面会・通信制限で対応はできていると思う。それ以上のケースでは、命令の主体により実行性の早いところが良いと思う。

・接近命令にいたるまでの手間(時間)が最小限の公的機関であれば、こだわらない。実績いかんにかかわらず、なるべく早く命令が出せる公的機関が良い。施設は子どもの最善の利益を守ることが第一義的使命である。

・具体的な有効性があれば良い。

・速い決断が求められるので、どちらかはこだわらない。

・ただし、強制入所だけでなく、同意入所および一時保護の場合においても必要な場合があり、その拡大を望む。

・ケースによって異なるため。

NA (4名/8.7%)

質問8 (接近禁止命令のあり方について)

接近禁止命令は、強制入所(28条)と面会・通信の全部制限が要件となっているが、これを同意入所や一時保護ケースにまで対象拡大する必要性について

1. 現行の面会・通信制限で対応ができており、接近禁止命令まで必要ない  
(13名/28.2%)

・現行法においても、接近禁止命令までの手続きの道筋が明確であれば、改めて文言を加える必要はないように思うが、時間が原因となる不測の事態が想定されるようであれば、その必要性について今後の検討する必要があると思う。

・接近禁止命令を出すとしたら、その解除条件がその見極めとなる。

・先の家族再統合を考慮する必要があるため。

・対応の難しい場合が多々あり、苦慮することがあるが、制限は最低限にすべきである。拡大については、必ず反論が出て親権制度の議論に時間がかかったり、中途半端な議論で見切り発車され、後々の運用で混乱することになる。

・裁判所の決定となると、急を要する手術など、迅速に対応できないケースが増えると思われる。

2. 面会・通信制限だけでは十分な対応ができないので、接近禁止命令が必要である。  
(24名/52.2%)

・施設側としては、強制力のあるほうが安心・安全上よい。

・最初同意をしても、後から反対を申し出る親権者がいるため。

・同意入所や一時保護であっても、強引に引取りを希望してくるケースが、これから増えてくることが予想されることから、この接近禁止命令は強化する必要があると思われる。

・困難なケースを想定すれば、対象拡大は必要と思われる。

・ことに施設に一時保護委託する場合には必要である

・虐待ケースの増大とともに、ケース内容も煩雑化して来ている。

・同意入所や一時保護のケースに応じては、納得していないことからくるトラブルも考えられるため、必要性を感じる。

・精神的に不安定な親権者が多い。当初は同意入所、一時保護であっても、その不安定さから気持ちを変更される親権者に対しては、子どもの安定を守る観点からその必要性を感じる。

・形式的には強制入所ではないが、実態的には強制入所理由に相当する子どもへの行為があり、入所しているケースがある。

・不当な要求がある親権者への抑止になるのでは

・一時保護においても、不当な主張を繰り返す親権者がいるので接近禁止命令は必要である。

・入所時にすべてのことがわかっているとは限らないので、入所後に子どもにとって必要な場合が出てきた時に対象拡大出来ることは必要である。

・現状として虐待の疑いがある、入所しているケース(事案的には虐待の事実が入所後明確になり、親は虐待と求めていないケースなど)さまざまなケースがある。子どもの最善の利益を担保するのは現状として接近禁止命令等現実的に使用できるシステムづくりが必要。ただし、接近禁止命令等の措置は一時的であって、再度状況が改善され場再度面会等が可能な制度も作る必要あり。

3. どちらでもよい (4名/8.7%)

- ・状況に応じて対応できれば良い。
- ・今のところ、県内施設としては、必要性はないが、今後は必要性が出てくるかもしれない。
- ・親子関係の修復に困難性が生ずるのではないか。

NA (5名/10.9%)